平成２８年（フ）第１９号
沖縄県名護市字伊差川229番地　島袋アパート303号
債務者　前田　聖吾
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第８０号
愛知県田原市東赤石１丁目78番地　プロニティ東赤石103号
債務者　小林　英雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８４号
愛知県豊橋市上野町字上原４　グリーンステージ信成Ｂ203、住民票上の住所愛知県豊橋市西七根町字むつみね台18番地４
債務者　工藤　　将
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２８０５号
大阪市生野区小路２―15―２　シャトー小路Ⅱ402号室、住民票上の住所神戸市北区筑紫が丘４丁目10番地の９
債務者　水野　　聡
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８２号
大阪市旭区中宮１丁目９番３号　アスティ中宮　302号室、前住所大阪府岸和田市本町２番３号
債務者　木村　弘和
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７７号
大阪市港区港晴３丁目13番５号ドミール港301号、前住所大阪市港区夕凪１―12―９―201
債務者　東郷　一行
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０号
静岡市駿河区宮竹２丁目21番２号
債務者　木又英一郎
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８１号
東京都町田市常盤町3059番地４
債務者　粟國　勇輝
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５４号
静岡県浜松市中区葵東２丁目13番35号　葵アパート　102
債務者　山本ゆかり（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
静岡県浜松市南区小沢渡町813番地中央ハイツⅢ103号
債務者　和久田正美
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
静岡県磐田市豊浜中野425番地２
債務者　横山　公二
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３６号
沖縄県那覇市字上之屋303番地８　クレセントパル上之屋403、開始決定時の住所沖縄県那覇市おもろまち１丁目１番25―2906号
破産者　小川美津貴
1　破産債権の届出期間　平成28年８月23日まで
2　一般調査期日　平成28年10月26日午前10時
平成28年７月26日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１５０号
大阪府和泉市松尾寺町435番地の３、前住所大阪府和泉市唐国町３丁目17番33号
破産者　上代千賀子
1　破産債権の届出期間　平成28年８月24日まで
2　一般調査期日　平成28年10月24日午後２時
平成28年７月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０１号
大阪府貝塚市石才365番地１
破産者　株式会社シオンデザイン
1　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
2　一般調査期日　平成28年11月28日午後３時
平成28年７月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
広島市中区加古町８番10―502号
破産者　河口　光夫
1　破産債権の届出期間　平成28年８月25日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午後４時
平成28年７月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
新潟県南魚沼市妙音寺388番地
破産者　大津　敬之
1　破産債権の届出期間　平成28年８月26日まで
2　一般調査期日　平成28年９月26日午前11時10分
平成28年７月27日
新潟地方裁判所長岡支部破産係